

相 談

無 料

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小規模事業者の皆様

事業復活支援金 専門家相談

専門家が
申請を
サポート!!

事業復活支援金の
詳細はこちら



相談期間 2022年5月26日(木)まで

橿原商工会議所では事業復活支援金の申請を専門家が随時相談対応を行います。
申請する上での必要書類や手順等を分かりやすく申請をサポートします。

事業復活支援金申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

※申請前に必要な登録確認期間による事前確認の実施は5月26日(木)まで

申請でわからないこと、是非ご相談ください。

事業復活支援金
ってなに？


だれでも
申請できるの？

どうしたら
申請できるの？

何の書類を
用意すればいいの？

申請IDは
どうやって取るの？

画面の操作方法
が分からない！

 専門家が画面を見ながら
操作方法をサポート致します。

必要書類、お申し込み方法等については当紙裏面をご覧ください。

本事業関連にあたり、新型コロナウイルス感染防止対策について以下の事項にご理解、ご協力お願い致します。

- ・マスクの着用、アルコール消毒、手洗いや咳エチケットの徹底。
- ・発熱、風邪症状や倦怠感がある方のご参加はご遠慮ください。
- ・事業開催予定時期において感染拡大状況により内容を変更する可能性や、派遣を延期または中止させていただく場合がございます。

お問い合わせ：

橿原商工会議所
中小企業相談所

橿原市久米町 652-2(土日祝を除く)
TEL :0744-28-4400/FAX :0744-28-4430
URL :<https://kashihara-cci.or.jp/>



相談を希望される方は下記の物が必要ですのでご準備願います。

- ご自身のスマートフォン又はパソコン
- 申請に必要な以下の書類(ご準備いただいても利用しない書類がある可能性があります)

※個人事業主の必要書類

- 本人確認書類(免許証(両面)個人番号カード(おもて面)在留カード(両面)等)
- (青色申告) 2018年・2019年・2020年・2021年分の確定申告書(第一表)及び所得税青色申告決算書(1表・2表) ※税務署收受印のあるもの
(白色申告) 2018年・2019年・2020年・2021年分の確定申告書(第一表) ※税務署收受印のあるもの
※確定申告書に税務署收受印が無い場合は納税証明書(その2所得金額用)又はe-tax(電子申告)の場合の『受信通知(メール詳細)』が全ての確定申告書で必要になります。
- 2021.11～2022.3の対象月の売上が確認できる対象月の売上台帳
- 通帳のおもて面及び通帳を開いた1、2ページ目(現物又は写し等)
- 宣誓・同意書(指定様式・氏名を自署いただきます) ※指定様式は事業復活支援金のHPよりダウンロード

※法人の必要書類

- 履歴事項全部証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)
- 2018.11～2019.3 / 2019.11～2020.3 / 2020.11～2021.3のそれぞれの期間を含む確定申告書類(確定申告書別表一・法人事業概況説明書の表面・裏面) ※税務署收受印のあるもの
※e-Tax(電子申告)の場合は、受付日時の印字又は『受信通知(メール詳細)』
- 2021.11～2022.3の対象月の売上が確認できる対象月の売上台帳
- 通帳のおもて面及び通帳を開いた1、2ページ目(現物又は写し等)
- 宣誓・同意書(指定様式・氏名を自署いただきます) ※指定様式は事業復活支援金のHPよりダウンロード



『事業復活支援金専門家相談』申込書

相談をご希望の方は下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

FAX 送信先 0744-28-4430

事業所名			
相談者名			
所在地	〒		
業種	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> 卸売業
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> その他()
TEL		FAX	
E-mail			

※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業の実施の為に使用する他当商工会議所からの各種連絡・情報提供に使用させていただきます。また、申し込み内容を専門家に提供いたします。